第９回　　自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日時：令和２年７月７日（火）
10時00分　～　時　分
場所：第　４　委　員　会　室

【委　員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串﨑委員、芦谷委員
道下委員
【議長・委員外議員】
【執行部】〔関連施設支援室〕恒松専門企画員、前原専門企画員
【事務局】中谷書記

議　　題

1　第三セクター等の状況について

2　申入れ事項の検討について

3　その他

〇次回開催　　月　　日（　）　　時　　分

第三セクター等に

関する指針

令和元年９月

浜　田　市

目　次

第1　策定の趣旨　1

第2　対象となる第三セクター等　2

1　第三セクター等の定義
2　本市の第三セクター等

第3　第三セクター等に対する基本方針　3

1　事業そのものの意義の確認
2　採算性の判断
3　事業手法の選択

第4　市の具体的な取組　4

1　経営状況等の定期的な把握、点検、評価
2　市の関与の在り方

第5　第三セクター等の経営健全化の取組　7

1　策定する必要がある要件　【経営悪化状態の判断】
2　策定する経営健全化方針の内容

別紙1「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」
別紙2「第三セクターに関する調査票」
別紙3「第三セクター等経営健全化方針」

第1　策定の趣旨

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社）は、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等、重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、本市においては、独自の視点で、平成19年11月に「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を策定し、地方公社を含む第三セクター等に対する基本的な方針及び関与の在り方についての方向性を定めております。

しかしながら、これらの指針策定以降10年以上が経過する間に、社会経済情勢が大きく変化し、「官から民へ」の流れの下、指定管理者制度により公の施設の管理に対する民間事業者の参入が進むなど、第三セクター等を取り巻く環境は大幅に変化しております。

本市においても、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化などを行い、必要に応じて法人の整理統合を進めてきました。

このような中で、平成26年8月に国から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総財公第102号）が示され、自らが関係する第三セクター等に対し、効率化・経営健全化に取り組み、適切な対処をするよう要請があったところです。

こうした背景を踏まえて、改めて本市の関係する第三セクター等の経営健全化に取り組むとともに、第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の関与の在り方の方向性を見直し、本指針を策定することとしました。

なお、平成19年11月策定の「地方公社等に関する指針」については廃止し、「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」については、個別の指針として別途改定します。

第2　対象となる第三セクター等

1　第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次のとおりです。

(1)　第三セクター

市が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人

(2)　地方公社

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

2　本市の第三セクター等

第三セクター等のうち、本指針の対象となるものは、国の指針に沿って「出資（原則として25%以上）を行っている法人」「損失補償等の財政援助を行っている法人」「その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人」とします。

【浜田市における第三セクター等の対象法人（平成31年3月末現在）】

第三セクター

No.	法人名	市出資	出資比率
1	（公財）浜田市教育文化振興事業団	100百万円	100.0%
2	（公財）島根県西部山村振興財団	125百万円	28.6%
3	（公社）浜田漁港排水浄化管理センター	15百万円	47.4%
4	（有）ゆうひパーク三隅	3.4百万円	56.7%
5	ゆうひパーク浜田（株）	8.4百万円	28.0%
6	（有）三隅町農業支援センターみらい	1.5百万円	28.8%
7	金城開発（株）	100百万円	25.0%

地方公社

No.	法人名	市出資	出資比率
1	浜田市土地開発公社	5百万円	100.0%

第3　第三セクター等に対する基本方針

第三セクター等については、本市は出資者として、法人経営の健全化・効率化に向けた計画的な取組を要請するとともに、指導、監督や必要な支援を行います。

ただし、そうしてもなお経営の改善が見込めない場合は、統合や廃止等抜本的な見直しに取り組むこととします。この取組は、国が示した「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙１）に基づき進めることとし、具体的には次の基本方針に基づき、他の出資者及び当該法人と協議、検討しながら行うこととします。

1　事業そのものの意義の確認

設立した目的を既に達成していないか、そもそも意義があるか、行政目的が明確であるか、という視点で確認します。

2　採算性の判断

継続的に経営状況等を把握し、将来の見通しを踏まえて採算性を判断します。経常収支が連続して赤字のもの、債務超過であるものは、原則として採算性がないものとします。

3　事業手法の選択

将来の見通しを踏まえてもなお採算性がないと判断できる法人は、清算、民営化、資産と運営の分離等の事業手法を選択するよう検討・協議します。

第4　市の具体的な取組

1　経営状況等の定期的な把握、点検、評価

本市は、第三セクター等の現在及び将来の経営状況や資産債務の状況等について、適切な会計基準及び資産評価等を用いて、定期的な把握、点検、評価を行うこととします。

所管部課及び関係部課においては、第三セクター等に毎年度経営状況の報告を求め、決算書（貸借対照表、損益計算書等）をベースに、経営成績、財務状態、キャッシュ・フローの状況等について、経年での推移や経営諸指標（流動比率、負債比率等）などを基に分析します。その際、特に、安全性及び収益性に留意します。

また、出資者（株主）や役員の状況、借入金の状況、市の財政負担等の関与の状況等について把握します。

こうした状況を把握、点検した上で、第三セクター等の経営状況に対する評価を行うこととします。評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査し、「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）に留意します。

こうした取組により、法人が抱える問題を早期に発見し、その対策を検討する中で、必要に応じて、法人への要請、指導、監督を行います。

2　市の関与の在り方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等の経営は、原則として市から独立した事業主体として自助努力により行われるべきであり、その責任は経営者に帰するものです。したがって、本市が経営に参画していない場合に負う責任は、あくまでも出資の範囲内であることを明確にします。

ただし、経営が悪化した場合の抜本的改革については、事業の公共性、公益性、財政リスク等を踏まえて、本市が主導することが必要です。

また、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、市が公的支援を行うことを検討します。

なお、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行わないこととします。

こうした考えを基本に、以下本市の第三セクター等に対する関与の在り方を示します。

(2) 財政的関与の在り方

第三セクター等に対する本市の財政的関与については、税金を原資又は担保とするものであるため、漫然と合理性なく継続することなく必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 損失補償（債務保証を含む。）

市が第三セクター等の債務について行う損失補償（土地開発公社に対するものを除く。）は、原則として行わないこととします。

② 貸付け

貸付金は、その必要性、効果、緊急度等を検証するとともに、返済の見通し及びその確実性について十分担保することとします。

（短期貸付け）

原則として行わないこととします。

（長期貸付け）

第三セクター等の経営の著しい悪化が市の財政運営に影響を及ぼすおそれがあることに十分留意します。

③ 出資（増資を含む。）

第三セクター等のガバナンスを強化するため、市が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間はもとより、利害関係者等に対しても明確にします。

④ 補助金、委託料

補助金については、対象事業の公益性等を十分に考慮した上で、地域経済に与える影響等も勘案し、必要最小限にとどめます。

赤字補填のための補助金等の公的支援については、原則として行いません。

また、指定管理者制度を活用する場合の指定管理料については、指定管理者が効率的な運営を行ってもなおその運営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費を算定根拠とします。

(3)　人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

①　役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が1/2 以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。

また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。

②　職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

(4)　その他の関与の在り方

①　情報公開

第三セクター等における経営状況等の情報公開については、議会・市民に対する説明責任を果たすため、法令の定めに従って積極的に行うこととします。（別紙 2「第三セクター等に関する調査票」）

ただし、会社法法人たる第三セクターの情報公開に関しては、株主の利益に配慮する必要があることから、会社法に照らして適正な情報開示に努めます。

②　株主としての適切な対応

市は、株主としての役割を果たすため、株主総会等における保有する株式数に応じた議決権のほか、株主としての権利を適切に行使します。

第5　第三セクター等の経営健全化の取組

本市は、平成30年2月の国の通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総財公第26号）を踏まえて、次の要件及び内容により、必要な法人ごとに、その合意と協力を得て、「経営健全化方針（別紙3）」を速やかに策定し、経営健全化に取り組むこととします。

1　策定する必要がある要件　【経営悪化状態の判断】

第三セクター等の中で、市が出資（原則として25％以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人とします。

(1)　債務超過法人

(2)　実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人

(3)　市が多大な財政的リスクを有する法人

(4)　その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

2　策定する「経営健全化方針」の内容

(1)　法人の概要

(2)　経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与

(3)　抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

(4)　抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

(5)　その他必要な事項

なお、策定時における該当法人の評価に当たっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することを検討します。

別紙 1

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】

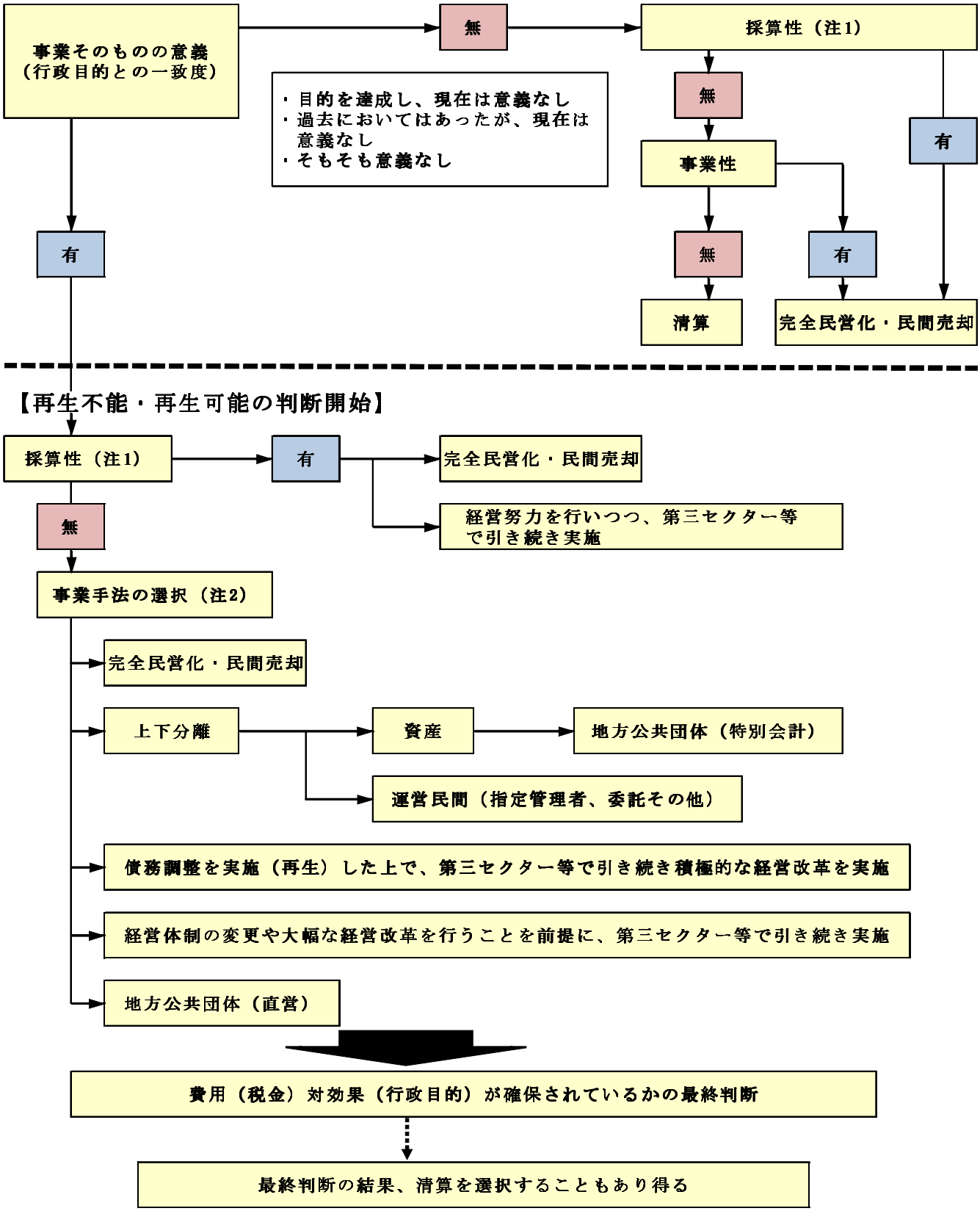

（注1）　採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

（注2）　地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

別紙 2

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

（一般社団法人及び一般財団法人、土地開発公社については別途様式）

調査年度	
作成年月日	

＜団体の基本情報＞

法人名		所在地		電話番号	
設立		HPアドレス			
形態・業種等					
業務内容					

＜役員状況＞

役職員数	内 常勤			内 非常勤			備考
		内 市職員数	内 前市職員数		内 市職員数	内 前市職員数	

＜市の関与＞

市所管課				指定管理	指定期間	その他
市出資						
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）

市からの財政支出状況（千円）		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備 考
	委託料				
	補助金				
	貸付金 残高				貸付金総額 ○○○千円（平成●●年●月）
	その他（ ）				

＜経営成績・財務状態＞ （単位：千円）

【業績】損益計算書		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
	売上高					
	営業損益					
	経常損益					
	純損益					
	減価償却費					
	減価償却前当期損益					
【財務】貸借対照表		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
	総資産					
	流動資産					
	流動負債					
	自己資本					
	資本金					
	利益剰余金（または累積欠損金）					
	負債					
	うち、借入金					
	流動比率					流動資産÷流動負債
	負債比率					負債÷総資産
	現金等期末残高					

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
		C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題		
その他特記事項		

別紙３

第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1　作成年月日及び作成担当部署

作成年月日

作成担当部署

2　第三セクター等の概要

法人名

代表者名

所在地

設立年月日

資本金〔　　千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合）　　千円（　　%）】〕

業務内容

3　経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

（例）法人の経営状況や財政的なリスクの現状

地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況

4　抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

（例）指針の別紙１に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討（事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う）

5　抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

（例）法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応

財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール

ただし、今後５年間で解消できない場合、その理由と今後５年間の改善方針

（参考）

6　法人の財務状況

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
貸借対照表から	資産総額			
	（うち現預金）	（　）	（　）	（　）
	（うち売上債権）	（　）	（　）	（　）
	（うち棚卸資産）	（　）	（　）	（　）
	負債総額			
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	（　）	（　）	（　）
	純資産総額			

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
損益計算書から	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

※　法人の形態に従って適宜書き換えること

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
平成 19 年 11 月 6 日	平成 19 年 11 月 6 日 改正　令和元年 9 月 2 日
地方公社等に対する市の関与の見直し指針	第三セクター等に関する個別指針
1　趣旨 第三セクター、公社、財団等（以下「地方公社等」という。）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 合併協定における「地方公社等の経営の健全化については、自治区の責任において必要な措置を講ずること」を前提とし、地方公社等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「地方公社等に関する指針（平成 19 年 11 月）」に基づく見直しの実施計画の性格を有するものである。	1　趣旨 第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 そこで、第三セクター等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」の実施計画の性格を有するものである。
2　地方公社等の選定 市が資本参加している地方公社等 52 団体のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（19 団体）。	2　第三セクター等の選定 市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。 具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。 （※改正後の一覧表については、記載事項を追加の上、改めて別紙で表示）

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行

地方公社等の名称	出資比率（%）	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）		
浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA
㈶　浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	167,489	世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、サンマリン浜田、サン・ビレッジ浜田	AA
㈶三隅町教育文化振興財団	100.0	浜田市	有	123,763	石正美術館、三隅中央公園、アクア三隅、田ノ浦公園、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA
㈶金城町開発公社	100.0	浜田市	無		美又温泉国民保養センター	A
㈶ふるさと弥栄振興公社	100.0	浜田市	有	43,030	ふるさと体験村	A
㈶浜田市都市環境整備公社	100.0		無		墓地	A
㈶　島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	2,000	間伐材等地域研究施設	A
㈱かなぎ	60.9	浜田市	有	23,000	かなぎウェスタンライディングパーク	B
㈱リフレッシュかなぎ	60.0	浜田市・一部法人	無		リフレパークきんたの里	B
㈲かなぎ加工センター	46.5	浜田市	無		かなぎ加工センター	B
㈲ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	4,980	ゆうひパーク三隅	B
ゆうひパーク浜田㈱	14.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C
㈱はまだ特産品センター	15.0	法人	無		しまねお魚センター	C

改正後

第三セクター等の名称	出資比率（%）	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）		
浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA
(公財)浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	228,814	世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、石正美術館、三隅中央公園、田の浦公園、アクアみすみ、浜田市室内プール、三隅 B&G 海洋センター、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA
㈶三隅町教育文化振興財団	【法人】平成 22 年 4 月（公財)浜田市教育文化振興事業団と合併 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理					
㈶金城町開発公社	【法人】平成 20 年 9 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～27 年 3 月 指定管理、 平成 27 年 4 月～31 年 3 月 直営、令和元年 7 月～ 指定管理					
㈶ふるさと弥栄振興公社	【法人】平成 30 年 3 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、平成 30 年 4 月～9 月 直営、 平成 30 年 10 月～ 休止					
㈶浜田市都市環境整備公社	【法人】平成 23 年 4 月 解散 【施設】残余財産（墓地）は市に寄附					
(公財)島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	7,540	間伐材等地域研究施設	A
(公社)浜田漁港排水浄化管理センター	47.3	島根県	無		浜田漁港共同浄化施設	A
㈱かなぎ	【法人】平成 24 年 3 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、平成 24 年 4 月～25 年 3 月 直営、 平成 25 年 4 月～ 指定管理					
㈱リフレッシュかなぎ	【法人】平成 21 年 1 月 市保有株の全部を民間へ分割譲渡 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、 平成 20 年 9 月 施設（法人所有）を市が取得、					
㈲かなぎ加工センター	【法人】平成 21 年 5 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～28 年 10 月 指定管理、 平成 28 年 11 月 市有施設を民間譲渡					
㈲ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	7,569	ゆうひパーク三隅	B
ゆうひパーク浜田㈱	28.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C
㈱はまだ特産品センター	【法人】令和元年 6 月 解散 【施設】令和元年 6 月 施設（法人所有）を市が取得、 令和 2 年 11 月～ 指定管理（予定）					

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行

地方公社等の名称	出資比率（%）	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）		
㈲三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい	C
石央マリン開発㈱	9.6	法人	無		森トピア	D
石見ケーブルビジョン㈱	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D
金城開発㈱	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	D
㈱かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D
島根物産商事㈱	3.2	法人	無		森トピア外	D

3　市の関与度（財政負担の優先度）の把握

地方公社等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。

4　現状における実質的な債権及び債務の洗い出し

現状における地方公社等に対する市の債権及び債務の状況は、別表中の「債権債務」のとおりである。これに掲げるもの以外に実質的な市の債権又は債務の有無を改めて地方公社等に対して確認する。具体的には、覚書、口頭の類を含め市が債権又は債務（主に職員退職金等）を有していないかを調査する。

なお、調査に当たっては、特に地方公社等が有する借入金（不良債権を含む。）に着目し、法的整理（破産手続）を行った場合に出資金を超えて市の負担が生じるものはないかという視点で行う。

改正後

第三セクター等の名称	出資比率（%）	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）		
㈲三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい事務所ほか	C
金城開発㈱	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	C
石央マリン開発㈱	【法人】平成30年3月 解散 【施設】施設（法人所有）は島根物産商事㈱が取得					
石見ケーブルビジョン㈱	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D
㈱かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D
島根物産商事㈱	3.2	法人	無		森トピアほか	D

3　市の関与度（財政負担の優先度）の把握

第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。

【削除理由】
第三セクター等に関する指針（P4）に掲載済み。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
5　債権及び債務の履行の確認 前項で確認した債権及び債務について、その確実な履行が可能か否か個別に検討する。債権については、その回収計画に疎漏はないか、また、回収リスクがある場合の対応策はいかにあるべきかを具体的に示す。債務については、確定しているものは地方公社等が作成した具体的な返済計画（財源対策を含む。）を、未確定なものはその状況（理由、想定金額、年次等）を示す。	
6　市の新たな財政支援に関する指針 第２項の表「関与度」の類型に基づき、地方公社等に対する今後の財政支援について指針を示す。 なお、当該指針の実施に当たっては、「自治区の責任」において行い、実施後に新たな問題が生じた場合は、「市全体の責任」において財源対策を含めて問題の解決を図る。 ⑴　関与度 AAA　土地開発公社 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。特に市の債務を肩代わりさせているものは当然のこと、実質的に債務保証している用地等の処分等に当たっては、関連道路の整備、公共事業の導入等をすることにより主体的に協力及び支援を行う。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなし、計画の徹底的な検証を行うものとする。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 ⑵　関与度 AA　市が 100％出資する財団で公共性が高いもの（2 団体）	4　市の財政支援に関する指針 第２項の表「関与度」の類型に基づき、第三セクター等に対する今後の財政支援について指針を示す。 ⑴　関与度 AAA｜地方公社（1 団体） 対象｜浜田市土地開発公社 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間存続させる。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 ⑵　関与度 AA｜市が 100％出資する財団で公共性が高いもの（1 団体） 対象｜(公財)浜田市教育文化振興事業団

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
当該団体は、公の施設を管理する法人として市が設立した団体であり、市の関与度は極めて高い。これらは、平成 15 年自治法改正前に必要に迫られて設立されたものであるが、現行においては「指定管理者制度」が整備されており、必ずしも当該団体に管理委託する必要はないものである。したがって、指定管理に当たっては公募を原則とするものであるが、施設の性格によっては当該団体を指名することも可とする。さらに、当該団体は設立目的、事業内容等が類似しているので統合の是非についても検討する。また、団体を解散する必要が生じた場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「市全体の責任」において問題の解決を図る。職員の退職金については特に注意する。	当該団体は、公の施設を管理するための法人として平成 8 年度に市が設立した団体であり、市の関与度は極めて高い。しかしながら、指定管理者制度の導入（平成 15 年自治法改正）後においては、指名により当該団体を指定管理者とする必然性は乏しい状況にある。したがって、指定管理に当たっては公募を原則とするものであるが、施設の性格又は設置の経緯によっては当該団体を指名することも可とする。なお、団体を解散する必要が生じた場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、問題の解決を図る。職員の退職金については特に注意する。
⑶　関与度 A　市が出資する財団で収益事業を営むもの（4 団体）	⑶　関与度 A｜市が出資する公益財団法人及び公益社団法人（2 団体） 対象｜(公財)島根県西部山村振興財団、(公社)浜田漁港排水浄化管理センター
市が 100％出資する団体（財団法人浜田市都市環境整備公社を除く 2 団体）は、前号「AA」の団体と同様に主に公の施設を管理する法人として市が設立した団体であるが、収益事業を営むという点で次号「B」の団体に類似する性格を有するものといえる。ただし、市が 100％出資している点で市の関与度は極めて高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうることが存続の要件である。当該団体の借入金があれば実質的に市の債務とみなし、市は早期にこれを返済するとともに基本的には新たな借入れを一切行わないこととする。したがって、当該団体の直接的な債務は今後発生しないことになる。また、団体を解散する必要が生じた場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「自治区の責任」において「地域振興基金」により対応する。職員の退職金については特に注意する。 財団法人浜田市都市環境整備公社については、浜田市土地開発公社に附属する団体との観点から、上記にかかわらず現状を維持することとする。また、財団法人島根県西部山村振興財団についても、当該財団の設立の経緯から、現状を維持することを基本としつつ、浜田市と同様に出資している他市町と協調した支援等を必要と	(公財)島根県西部山村振興財団については、当該財団の設立の経緯から、現状を維持することを基本としつつ、浜田市と同様に出資している他市町と協調した支援等を必要と

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
する場合は、別途検討する。	する場合は、別途検討する。また、（公社）浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。
⑷　関与度B　公設の施設を運営する第三セクター（4団体）	⑷　関与度B｜公設の施設を運営する第三セクター（1団体） 対象｜(有)ゆうひパーク三隅
当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 なお、第三セクターが建設した施設についても、整理を行う必要がある。特にこれらに借入金がある場合は、これを解消すべく市が買取り（公有財産購入費による。）を行う（借入金がない場合であっても同様とする。）。その上で、第三セクターの必要性を検討することになるが、基本的には民間セクターへの移行を図る。団体を解散する必要が生じた場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「自治区の責任」において「地域振興基金」により対応する。	当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 基本的には民間セクターへの移行を図るものであるが、団体を解散する必要が生じた場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。
⑸　関与度C　民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（3団体）	⑸　関与度C｜民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（3団体） 対象｜ゆうひパーク浜田㈱、(有)三隅町農業支援センターみらい、金城開発㈱
当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、施設の建設に当たって公益性の観点から市の関与が高く、市の経営責任が避けられない団体である。これらは、経営破たんの可能性を抱えており、経営動向を常に注視する。今後の対応としては、「自治区の責任」において次に掲げるとおりとする。 ア　借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ　経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。	当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、出資比率が25パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア　借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ　経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
ウ　市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア）　従前の出資割合の範囲内での増資 （イ）　減資 （ウ）　貸付 エ　経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ　経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。 ⑹　関与度D　民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの（5団体） 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が10％未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア　財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ　市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ　基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。 7　第三者評価及び経営改善計画 第2項の表に掲げる地方公社等（前項第1号「AAA」の土地開発公社、同項第2号「AA」の財団法人浜田市都市環境整備公社及び同項第6号「D」の団体を除く。）については、直ちに経営状況に関する「第三者評価（税理士等による簡易な経営診断等）」を行うことを求める。これを受け、市において必要と判断した場合は地方公社等自らが作成した「経営改善計画」の提出を求め、地方公社等に対する市の対応を改めて検討する。	ウ　市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア）　従前の出資割合の範囲内での増資 （イ）　減資 （ウ）　貸付 エ　経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ　経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。 ⑹　関与度D｜民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの（3団体） 対象｜石見ケーブルビジョン㈱、㈱かくれの里ゆかり、島根物産商事㈱ 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が10％未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア　財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ　市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ　基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。 【削除理由】 平成19年度の指針策定時に実施済み。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
8　施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第２項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 ⑴　レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 ⑵　前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は地方公社等が当該団体の収益の中から調達する。 ⑶　施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、第６項の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 ⑷　指定管理者制度において指名制を採用した施設の維持管理に係る委託費（運営費補助を含む。）については、毎年度精算を行うこととし、剰余金の一定割合を市に返還することを義務付ける。 9　地方公社等が運営する施設の在り方 地方公社等の経営を考える上で、地方公社等が運営する施設の在り方についても明確にする必要がある。そこで、当該施設の存続、廃止又は統合を含めた市の方針決定を併せて行う。	【注】「補助金・委託料の金額」は、改正後「財政負担（予算）」に差替↓ 5　施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第２項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 ⑴　レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 ⑵　前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は第三セクター等が当該団体の収益の中から調達する。 ⑶　施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、第４項の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 【削除理由】 指定管理者の種別または財務状況により、個別に決定するため 【削除理由】 公共施設等再配置計画等で実施。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
10　施行期限等 ⑴　「債権及び債務の洗い出し」　平成 19 年 10 月 ⑵　「指針の公表」　平成 19 年 12 月議会（全員協議会） ⑶　「第三者評価」　平成 20 年 3 月 ⑷　「経営改善計画」　平成 20 年 6 月 ⑸　「地方公社等個別方針決定」（地方公社等が運営する施設の在り方を含む。）　平成 20 年 10 月	【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時の施行期限等であり、実施済。

第三セクター等に関する調査票【公表用】※一般社団法人及び一般財団法人

（会社法法人用、地方公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	(公財) 浜田市教育文化振興事業団	所在地	浜田市黒川町４１７５	電話番号	0855-22-7871
設立	平成8年7月1日	HPアドレス	http://www.sekio.jp/		
業種・形態等	公益財団法人・教育、文化関係				
業務内容	1.浜田市又は浜田市教育委員会から指定を受け又は受託した教育・文化及びスポーツ施設等の管理運営事業 2.浜田市又は浜田市教育委員会から受託した教育・文化及びスポーツの振興並びに健康の維持・増進に関する事業 3.美術等に関する調査・研究及び展覧会並びに創作講座等の開催 4.音楽、芸能、演劇等舞台芸術及び映像芸術等の鑑賞機会の提供 5.健康の維持・増進のためのスポーツ教室等の開催 6.趣味・教養を高めるための文化教室等の開催 7.その他この法人の目的を達成するために必要な事業				

＜役員等状況＞

役員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
16	4	0	1	12	4	2	

＜市の関与＞

市所管課	教育部　文化振興課／生涯学習課			指定管理	指定期間	その他
市出資				あり	～令和元年度	指定期間：室内プールH30～R4
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
100,000		100.0%	筆頭株主	対象		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	114,559	101,975	102,921	
補助金	150,174	126,965	126,285	
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】正味財産増減計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
経常収益	357,434	298,427	332,937	34,510	
経常費用	356,082	301,062	340,585	39,523	
当期経常増減額	1,352	▲ 2,635	▲ 7,648	▲ 5,013	
当期一般正味財産増減額	1,352	▲ 2,635	▲ 7,648	▲ 5,013	
減価償却費	0	0	0	0	
減価償却前当期損益	1,352	▲ 2,635	▲ 7,648	▲ 5,013	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	123,295	118,686	119,561	875	
流動資産	46,949	42,686	43,561	875	
うち現預金	34,994	25,237	21,853	▲ 3,384	
負債	17,787	16,159	24,682	8,523	
流動負債	17,787	16,159	24,682	8,523	
（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
正味財産	105,508	102,527	94,879	▲ 7,648	
指定正味財産	76,346	76,000	76,000	0	
一般正味財産	29,162	26,527	18,879	▲ 7,648	
流動比率	264.0 %	264.2 %	176.5 %	▲ 87.7	流動資産÷流動負債
負債比率	14.4 %	13.6 %	20.6 %	7.0	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
	●	C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	事業団としての一体化。施設の老朽化。利用者増に向けた取組み。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※一般社団法人及び一般財団法人

（会社法法人用、地方公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	（公財）島根県西部山村振興財団	所在地	浜田市弥栄町長安本郷399-1	電話番号	0855-48-2332
設立	平成7年4月15日	HPアドレス	http://s-sanson.com/		
形態・業種等	公益財団法人 【目的】地域資源を活用した商品開発を通し、島根県西部の山村振興を図る				
業務内容	1.地域材を活用した商品開発のための試作、試販及び流通の情報収集及び調査（間伐材の新用途・新商品の開発。流通開発等） 2.自然繁殖産品の研究開発並びに試作及び試販 3.山村振興のための研修、表彰、特産品フェアの開催及び情報交換の場の提供 4.産業振興のためのソフト開発に対する援助及び調査研究 5.その他財団の目的を達成するために必要な事業				

＜役員状況＞

役員数	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
11	1	0	0	10	0	1	

＜市の関与＞

市所管課	産業経済部　農林振興課／弥栄支所　産業建設課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	－	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
125,000		28.6%	筆頭株主	対象外		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	383	620	620	地域起こし協力隊他
補助金	1,500	8,098	4,520	商品開発支援等（H29しまろく）
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】正味財産増減計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
経常収益	92,325	84,789	59,379	▲ 25,410	
経常費用	79,745	84,625	61,186	▲ 23,439	
当期経常増減額	12,580	164	▲ 1,807	▲ 1,971	
経常外増減額	▲ 45,319	▲ 4,682	▲ 1,007	3,675	
当期一般正味財産増減額	▲ 32,739	▲ 4,518	▲ 2,814	1,704	
減価償却費	14,841	12,239	12,047	▲ 192	
減価償却前当期損益	▲ 17,898	7,721	9,233	1,512	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	324,786	272,351	232,187	▲ 40,164	
流動資産	49,445	47,577	48,507	930	※特定資産の預金は含まず。
うち現預金	1,860	8,391	8,286	▲ 105	
負債	3,436	3,407	3,671	264	
流動負債	3,436	3,407	3,671	264	
（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
正味財産	321,350	268,944	228,516	▲ 40,428	
指定正味財産	174,917	127,029	89,415	▲ 37,614	
一般正味財産	146,433	141,915	139,101	▲ 2,814	
流動比率	1,439.0 %	1,396.4 %	1,321.4 %	▲ 75.0	流動資産÷流動負債
負債比率	1.1 %	1.3 %	1.6 %	0.3	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
		C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	●	F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	増収対策等の抜本的な経営改革の実施。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※一般社団・財団法人

（会社法法人用、地方公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	(公社)浜田漁港排水浄化管理センター	所在地	浜田市原井町3050番地	電話番号	0855-22-9175
設立	平成3年11月1日	HPアドレス	https://haisui-kanri-c.hp.gogo.jp/pc/		
形態・業種等	公益社団法人 【目的】浜田漁港及び浜田市内の区域にある漁港（以下「浜田漁港等」）へ排出される汚水の浄化を図り、沿岸地域の水質の汚濁を防止するとともに、美化を促進し、もって住民の健康保持、自然環境の保全に寄与する。				
業務内容	1.浜田漁港等の清掃に関する事業 2.浜田漁港等における水質汚濁の防止及び生活環境の美化に関する啓発事業 3.浜田漁港水産加工団地の排水浄化施設の管理運営に関する事業 4.その他この法人の目的を達成するために必要な事業				

＜役員状況＞

役員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
11	0	0	0	11	3	0	

＜市の関与＞

市所管課	産業経済部　水産振興課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	－	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
15,000		47.4%	筆頭株主	対象外		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	0	0	0	
補助金	0	0	0	
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】正味財産増減計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
経常収益	63,403	66,924	64,076	▲ 2,848	
経常費用	62,001	63,577	64,798	1,221	
当期経常増減額	1,402	3,347	▲ 722	▲ 4,069	
当期一般正味財産増減額	1,402	3,347	▲ 722	▲ 4,069	
減価償却費	190	190	190	0	
減価償却前当期損益	1,592	3,537	▲ 532	▲ 4,069	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	62,703	67,116	66,071	▲ 1,045	
流動資産	30,275	34,878	34,023	▲ 855	
うち現預金	27,054	31,903	31,560	▲ 343	
負債	4,567	5,632	5,309	▲ 323	
流動負債	4,567	5,632	5,309	▲ 323	
（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
正味財産	58,136	61,484	60,762	▲ 722	
指定正味財産	31,732	31,732	31,732	0	
一般正味財産	26,405	29,752	29,030	▲ 722	
流動比率	662.9 %	619.3 %	640.9 %	21.6	流動資産÷流動負債
負債比率	7.3 %	8.4 %	8.0 %	▲ 0.4	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
	●	C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	水産加工団地内における会員数の減に伴う使用料収入の減少が懸念されており、今後使用料の改定などの対策が必要とみられる。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

（一般社団法人及び一般財団法人、土地開発公社については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	(有)ゆうひパーク三隅	所在地	浜田市三隅町折居220番地1	電話番号	0855-32-2880
設立	平成6年	HPアドレス	https://www.michi-no-eki.jp/stations/view/751		
形態・業種等	有限会社・道の駅				
業務内容	1.特産品の展示販売と地域食材の提供 2.地域情報の発信と道路情報の提供				

＜役員状況＞

役員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
8	1	0	0	7	1	0	

＜市の関与＞

市所管課	三隅支所　産業建設課			指定管理	指定期間	その他
市出資				あり	平成29～33年度	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
3,400	平成6年6月	56.7%	筆頭株主	対象		なし

市からの財政支出状況（千円）		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
	委託料	4,866	7,569	7,569	指定管理料（浜田市三隅特産品展示販売センター）
	補助金	0	0	0	
	貸付金　残高	0	0	0	
	その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】損益計算書		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
	売上高	68,874	62,434	64,955	2,521	
	営業損益	▲ 2,586	▲ 2,879	▲ 3,512	▲ 633	
	経常損益	▲ 1,362	▲ 1,296	▲ 1,447	▲ 151	
	純損益	▲ 1,158	▲ 1,378	▲ 1,591	▲ 213	
	減価償却費	222	103	81	▲ 22	
	減価償却前当期損益	▲ 936	▲ 1,275	▲ 1,510	▲ 235	
【財務】貸借対照表		前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
	総資産	12,503	9,766	9,026	▲ 740	
	流動資産	11,082	8,339	7,634	▲ 705	
	うち現預金	9,350	6,609	5,955	▲ 654	
	負債	9,533	8,173	9,025	852	
	流動負債	9,533	8,173	9,025	852	
	（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
	純資産（自己資本）	2,970	1,593	2	▲ 1,591	
	資本金	6,000	6,000	6,000	0	
	利益剰余金（又は累積欠損）	▲ 3,030	▲ 4,407	▲ 5,998	▲ 1,591	
	流動比率	116.2 %	102.0 %	84.6 %	▲ 17.4	流動資産÷流動負債
	負債比率	76.2 %	83.7 %	100.0 %	16.3	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		
		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
		C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	●	F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	経年劣化による維持更新費用の負担。 浜田三隅道路開通に伴う利用者減。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

（一般社団法人及び一般財団法人用、土地開発公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	ゆうひパーク浜田㈱	所在地	浜田市原井町1203-1	電話番号	0855-23-8000
設立	平成4年（施設開業：平成6年7月）	HPアドレス	https://www.yuhipark-hamada.com/		
形態・業種等	株式会社・「道の駅」				
業務内容	1.道路情報・観光情報の提供、2.駐車場及び公園の管理運営、3.観光物産品及び海産物・農産物・林産物並びにその加工品の販売、4.自動販売機による清涼飲料水等の販売、5.飲食店の経営				

＜役員状況＞

役員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
9	2	0	0	7	1	0	

＜市の関与＞

市所管課	産業経済部　商工労働課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	-	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
8,400	平成4年	28.0%	筆頭株主	対象外		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	1,074	1,104	1,211	ゆうひ公園管理
補助金	0	0	0	
貸付金額	200,000	貸付金残高	64,540	無利子融資、H19.11貸付
その他（　）				

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】損益計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
売上高	327,092	319,111	314,346	▲ 4,765	
営業損益	▲ 17,923	▲ 17,160	▲ 13,740	3,420	
経常損益	▲ 6,745	▲ 4,503	367	4,870	
純損益	▲ 6,978	▲ 4,805	159	4,964	
減価償却費	0	0	6,687	6,687	
減価償却前当期損益	▲ 6,978	▲ 4,805	6,846	11,651	
【財務】貸借対照表	**前々年度（H28）**	**前年度（H29）**	**本年度（H30）**	**増減**	**備考**
総資産	506,608	514,692	520,040	5,348	
流動資産	47,185	48,115	42,158	▲ 5,957	
うち現預金	36,496	37,709	31,994	▲ 5,715	
負債	392,176	405,065	410,255	5,190	
流動負債	100,617	99,075	93,118	▲ 5,957	
（※借入金）	364,976	368,043	376,825	8,782	短期借入金と長期借入金の合計
純資産（自己資本）	114,432	109,626	109,785	159	
資本金	60,000	60,000	30,000	▲ 30,000	
その他資本剰余金	0	0	30,000	30,000	
利益剰余金（又は累積欠損）	54,432	49,626	49,785	159	
流動比率	46.9 %	48.6 %	45.3 %	▲ 3.3	流動資産÷流動負債
負債比率	77.4 %	78.7 %	78.9 %	0.2	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
		C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	●	F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	増収対策等の抜本的な経営改革が急務。 市が筆頭株主になったため、関与の在り方を整理。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

（一般社団法人及び一般財団法人用、土地開発公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	(有)三隅町農業支援センターみらい	所在地	浜田市三隅町井野へ1816番地2	電話番号	0855-34-0056
設立	平成16年2月6日	HPアドレス	なし		
形態・業種等	有限会社・農林水産関係				
業務内容	1.農作業の受託 2.育苗センター、ライスセンターの管理運営				

＜役員状況＞

役職員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
10	1	0	0	9	1	1	

＜市の関与＞

市所管課	三隅支所産業建設課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	-	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
1,500	平成16年2月	28.8%		対象外		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	前々年度（H30）	備　考
委託料	0	0	0	
補助金	0	0	0	
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】損益計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
売上高	47,330	49,330	53,816	4,486	
営業損益	▲ 7,607	▲ 5,791	571	6,362	
経常損益	1,066	997	1,003	6	
純損益	854	1,179	1,003	▲ 176	
減価償却費	493	904	1,347	443	
減価償却前当期損益	1,347	2,083	2,350	267	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	26,528	29,681	28,994	▲ 687	
流動資産	23,496	23,449	23,097	▲ 352	
うち現預金	23,452	20,097	19,063	▲ 1,034	
負債	10,109	12,033	10,873	▲ 1,160	
流動負債	6,109	6,033	4,873	▲ 1,160	
（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
純資産（自己資本）	16,419	17,648	18,121	473	
資本金	5,300	5,350	5,350	0	
利益剰余金（又は累積欠損）	11,119	12,298	12,771	473	
流動比率	384.6 %	388.7 %	474.0 %	85.3	流動資産÷流動負債
負債比率	38.1 %	40.5 %	37.5 %	▲ 3.0	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
	●	C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	農地保全管理のために地域にとって必要な役割を果たす法人ではあるが、市内の同種法人が民間運営されている状況も考慮して、市の関与を検討。	
その他特記事項		

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

（一般社団法人及び一般財団法人用、土地開発公社用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	金城開発(株)	所在地	浜田市金城町今福1502番地2	電話番号	
設立	昭和47年6月（ゴルフ場開場：昭和49年）	HPアドレス	なし		
形態・業種等	株式会社/サービス業（娯楽業）				
業務内容	1.ゴルフ場の経営。 2.ゴルフ場のおける練習場の経営。 3.ゴルフ場内におけるレストランの経営。				

＜役員状況＞

役職員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
10	1	0	0	9	0	2	

＜市の関与＞

市所管課	産業経済部　商工労働課／金城支所　産業建設課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	－	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
100,000	昭和47年	25.0%	筆頭株主	対象外		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	0	0	0	
補助金	0	0	0	
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】損益計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
売上高	232,324	222,560	222,092	▲ 468	
営業損益	4,726	2,831	4,293	1,462	
経常損益	8,768	8,730	9,158	428	
純損益	1,396	2,246	5,114	2,868	
減価償却費	35,688	32,024	28,003	▲ 4,021	
減価償却前当期損益	37,084	34,270	33,117	▲ 1,153	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	2,213,931	2,189,338	2,165,824	▲ 23,514	
流動資産	57,124	66,133	66,220	87	
うち現預金	5,018	9,115	6,494	▲ 2,621	
負債	1,888,833	1,861,994	1,833,365	▲ 28,629	
流動負債	81,408	88,823	91,762	2,939	
（※借入金）	478,175	465,132	425,789	▲ 39,343	短期借入金と長期借入金の合計
純資産（自己資本）	325,098	327,344	332,459	5,115	
資本金	400,000	400,000	400,000	0	
利益準備金	2,000	2,000	2,000	0	
利益剰余金（又は累積欠損）	▲ 76,902	▲ 74,656	▲ 69,541	5,115	
流動比率	70.2 %	74.5 %	72.2 %	▲ 2.3	流動資産÷流動負債
負債比率	85.3 %	85.0 %	84.6 %	▲ 0.4	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
	●	C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	繰越欠損を生じている。（但し、黒字化により解消に向けて改善を図っている。） 借入金が多額である。（但し、着実に返済を行い圧縮を図っている。）	
その他特記事項	平成25年度に経営再建を図る。ソーラー事業等の実施により建て直しを行った。	

第三セクター等に関する調査票【公表用】※地方公社

（会社法法人、一般社団法人及び一般財団法人用については別途様式）

調査年度	令和元年度
作成年月日	令和元年9月25日

＜団体の基本情報＞

法人名	浜田市土地開発公社	所在地	浜田市殿町1番地	電話番号	0855-25-9670
設立	昭和49年4月23日	HPアドレス	なし		
形態・業種等	地方三公社・公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）に基づいて設置				
業務内容	1.公用地の取得事業、公用地の処分事業				

＜役員状況＞

役職員数							
	うち常勤			うち非常勤			備考
		うち市職員数	うち前市職員数		うち市職員数	うち前市職員数	
12	0	0	0	12	5	1	

＜市の関与＞

市所管課	都市建設部建設企画課			指定管理	指定期間	その他
市出資				なし	-	
（千円）	出資年月	割合（%）	備考	連結対象		団体の損失補償額（千円）
5,000	昭和48・49年	100.0%	筆頭株主	対象		なし

市からの財政支出状況（千円）	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	備　考
委託料	0	0	0	
補助金	0	0	0	
貸付金　残高	0	0	0	
その他（　）	0	0	0	

＜経営成績・財務状態＞　（単位：千円）

【業績】損益計算書	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
事業収益	651,000	113,303	22,046	▲ 91,257	
事業損益	37,251	▲ 1,775	▲ 13,786	▲ 12,011	
経常損益	38,363	3,254	▲ 13,074	▲ 16,328	
純損益	38,363	3,254	▲ 13,074	▲ 16,328	
減価償却費	0	0	0	0	
減価償却前当期損益	38,363	3,254	▲ 13,074	▲ 16,328	
【財務】貸借対照表	前々年度（H28）	前年度（H29）	本年度（H30）	増減	備考
総資産	834,069	816,386	801,717	▲ 14,669	
流動資産	834,069	816,386	801,717	▲ 14,669	
うち現預金	664,105	734,027	745,157	11,130	
負債	49,657	28,720	27,126	▲ 1,594	
流動負債	619	1,068	744	▲ 324	
（※借入金）	0	0	0	0	短期借入金と長期借入金の合計
純資産（自己資本）	784,412	787,666	774,591	▲ 13,075	
資本金	5,000	5,000	5,000	0	
利益剰余金（又は累積欠損）	779,412	782,666	769,591	▲ 13,075	
流動比率	134,744.6 %	76,440.6 %	107,757.7 %	31,317.0	流動資産÷流動負債
負債比率	6.0 %	3.5 %	3.4 %	▲ 0.1	負債÷総資産

＜所管課における評価＞

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）による評価		A：清算
		B：完全民営化・民間売却
	●	C：経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
		D：上下分離
		E：債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
		F：経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
		G：地方公共団体（直営）
法人の具体的な課題	事業実施に伴う組織体制の検討。	
その他特記事項		